

閣僚宣言「我々の求める 2015 年以降の森林に関する国際的な枠組」（主なポイント）

- ・ 持続可能な森林経営の推進が持続可能な開発において重要な役割を果たすことを再確認。
- ・ 持続可能な森林経営の推進に向けた政策対話の場としての同フォーラムの価値を認識し、森林に関する国際的な枠組みを継続することを決定。
- ・ 国際的な森林に関する枠組が、2015 年の国連サミットで採択される開発目標の森林分野の目標の達成に主要な役割を果たすことを確認。
- ・ 森林減少・劣化に対処し、持続可能な森林経営が行われ、合法的に伐採された森林から生産された産物の貿易を促進。
- ・ 各国のモニタリング、評価及び報告の取組を強化。
- ・ 気候変動枠組条約締約国会議において、森林や持続可能な森林経営が気候変動の緩和及び適応に果たす重要性を考慮するよう奨励。
- ・ 地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等既存及び新たな資金メカニズムからの持続可能な森林経営への支援を奨励。

決議「2015 年以降の森林に関する国際的な枠組」（主なポイント）

- (1) 森林に関する国際的な枠組を 2030 年まで延長。
- (2) UNFF 会合を政策開発・対話・協力・協調のセッションと実施・技術アドバイスのセッションを毎年交互に開催。
- (3) 「全ての森林に関する法的拘束力を持たない文書（NLBI）」を「国連森林措置」と改名し、その目標をポスト 2015 開発アジェンダに即して 2030 年まで延長。
- (4) 促進プロセス（途上国の資金動員支援）を「世界森林資金促進ネットワーク」と改名し、支援措置を強化。
- (5) モニタリング、評価及び報告の取組を継続し、FAO、ITTO 及び各基準・指標プロセス等による報告の調和やデータの同期に関する動向に留意し、同フォーラムへの報告サイクルと様式を検討。
- (6) フォーラム事務局の強化について国連総会に勧告。
- (7) 森林に関する協調パートナーシップ（CPF）に対して、同フォーラムへの協調活動の予算化を要請。
- (8) 地域及び準地域（機関及びプロセス）の一層の関与を要請。
- (9) メジャーグループその他のステークホルダーの一層の参加を奨励。
- (10) 森林に関する国際的な枠組とポスト 2015 開発アジェンダとの間の一貫性を確保。
- (11) 戦略計画（2017 年-2030 年）と 4 カ年作業計画（優先活動等）を策定。
- (12) 森林に関する国際的な枠組の中間評価（2024 年）及び最終評価（2030 年）を実施。
- (13) UNFF11 のフォローアップとして、作業グループを設置し、(11)に定める計画の作成等を行い、2017 年 3 月までに開催する UNFF 特別会合に提出。
- (14) 決議を実施するためのリソースとして、国連通常予算措置及び任意拠出を要請。